


令和 8 年瀬戸市議会 6 月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第 4 1 号議案	瀬戸市行政手続条例の一部改正について
担当課・係名	行政課 事務管理係
1 条例改正の理由	<p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の施行に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>行政庁が法令、条例又は規則の規定による不利益処分（特定の名宛人に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。）を行うときは、これを行う前に聴聞又は弁明の機会の付与の通知を行う必要があるが、処分の相手方の所在が判明しない場合は、特定の場所において公示事項を記載した書面を掲示することで当該通知がその者に到達したとみなす公示送達を行っている。公示事項を総務省令で定める方法（インターネットに接続されたウェブサイト等）により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこととする等の改正をするもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）</p> <p>(2) 行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>市役所前掲示場に書面で掲示する方法に加え、ホームページに公示事項を掲載し、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。</p>

第42号議案	市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>令和5年5月1日において市長の職にあった者（以下「現市長」という。）の退職手当を支給しないこととするため。</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>市長の退職手当について、瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第16号）第11条第3項において、「退職手当の支給は、市長等の任期ごとに行う」と規定してあるところ、この規定にかかわらず、現市長の令和5年5月1日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととするもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日とし、現市長が退職した日の翌日限り、この条例は失効とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>現市長の退職手当（支給見込み額18,706,000円）を支給しないこととなる。</p>

第 4 3 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について
担当課・係名	税務課 市民税係、家屋償却係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等の公布に伴い、条例中所需の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 固定資産税に関する事項</p> <p>固定資産税の免税点について、家屋を 3 0 万円（現行 2 0 万円）に、償却資産を 1 8 0 万円（現行 1 5 0 万円）に引き上げるもの。</p> <p>イ 市民税に関する事項</p> <p>金融商品取引法等の改正により、特定暗号資産の譲渡所得等について、他の所得と分離して 3 % を課税するよう改正するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1 0 年 1 月 1 日及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第<未定>号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）</p> <p>(2) 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）</p> <p>(3) 地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 4 号）</p> <p>(4) 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 5 号）</p> <p>(5) 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 6 号）</p> <p>(6) 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 4 7 号）</p>

第 4 4 号議案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について																			
担当課・係名	環境課 ごみ減量係																			
1	<p>条例改正の理由</p> <p>家庭系ごみ排出袋の価格の不均衡を解消するため、資源物の一部の処理手数料を徴収し、資源化の促進を図るに当たり、条例中必要の事項を改正するため。</p>																			
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>市場価格で流通している現行の資源回収袋が、燃えるごみ市指定袋の価格を上回っていることから、資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）について、一般廃棄物処理手数料を規定するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>容量</th> <th>1枚当たりの単価 (市場における平均価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源回収袋（大）</td> <td>45リットル</td> <td>19.8円</td> </tr> <tr> <td>資源回収袋（小）</td> <td>30リットル</td> <td>18.5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年度第3回環境衛生審議会資料（令和8年2月24日開催）から抜粋</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>容量</th> <th>一般廃棄物処理手数料 (1枚につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市指定資源物袋（大）</td> <td>45リットル</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td>市指定資源物袋（小）</td> <td>30リットル</td> <td>16円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃えるごみ市指定袋1枚と同じ価格</p>		種別	容量	1枚当たりの単価 (市場における平均価格)	資源回収袋（大）	45リットル	19.8円	資源回収袋（小）	30リットル	18.5円	種別	容量	一般廃棄物処理手数料 (1枚につき)	市指定資源物袋（大）	45リットル	18円	市指定資源物袋（小）	30リットル	16円
種別	容量	1枚当たりの単価 (市場における平均価格)																		
資源回収袋（大）	45リットル	19.8円																		
資源回収袋（小）	30リットル	18.5円																		
種別	容量	一般廃棄物処理手数料 (1枚につき)																		
市指定資源物袋（大）	45リットル	18円																		
市指定資源物袋（小）	30リットル	16円																		
(2)	<p>施行期日等</p> <p>その他必要の事項を改正し、施行期日を公布の日から起算して1年3月を超えない範囲において規則で定める日とし、必要の経過措置を設ける。</p>																			
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第4号</p>																			
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>燃えるごみ市指定袋との価格の不均衡を解消し、資源物の分別排出を促進する。</p>																			

第 4 5 号議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>令和 8 年度に限り、前年度市町村民税非課税者に係る特例減免を行うに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>特例減免を実施するに当たり、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とするため、改正するもの。</p> <p>※特例減免とは、令和 7 年度（令和 6 年分）の住民税非課税の者が、令和 7 年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ（55 万円から 65 万円に引上げ）の決定を受けて、令和 8 年度（令和 7 年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行った場合については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和 7 年度の保険料段階まで減免できるとした令和 8 年 1 月 9 日付け厚生労働省事務連絡「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」を受け、減免を実施するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが原則であるが、令和 8 年度に限り実施する特例減免においては、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とし、申請・認定に係る負担を軽減することができる。</p>	

第46号議案	市有財産（物品）の売払いについて
担当課・係名	教育政策課 企画係
1 議案提出の理由	瀬戸市立学校使用済G I G Aスクール端末等の売払いに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 売払物件 瀬戸市立学校使用済G I G Aスクール端末等</p> <p>(2) 品名及び件数 G I G Aスクール端末（i p a d第7世代） （その他付属品（A Cアダプタ、マウス、キーボード、タッチペン等）を含む。） 10,498件</p> <p>(3) 売払価額 40,417,300円</p> <p>(4) 売払先 名古屋市港区昭和町14番地の24 株式会社アビツ</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	使用済端末等の再使用又は再資源化を売払事業者に委託することで、適正に処分することができる。

第 4 7 号議案	瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の締結について
担当課・係名	教育政策課 施設係
<p>1 議案提出の理由</p> <p>瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>	
<p>2 議案の概要</p> <p>(1) 契約金額 1, 2 4 1, 9 0 0, 0 0 0 円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市萩山台 2 丁目 2 2 番地外</p> <p>(3) 工事概要 建築工事一式 校舎及び屋内運動場の改修 スロープ棟等の増築 外構整備 仮校舎（旧原山小学校）の整備</p> <p>(4) 工 期 本契約日の翌日から令和 9 年 1 2 月 1 0 日まで ※ 本契約日：本議案の議決を経たとき。</p> <p>(5) 契約の相手方 瀬戸市共栄通 7 丁目 1 6 番地 沢田建設株式会社</p>	
<p>3 議案提出に係る根拠法令</p> <p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条</p>	

第 4 8 号議案	瀬戸市広場公園条例の一部改正について
担当課・係名	建設課 公園緑地係
1 条例改正の理由	瀬戸市緑の基本計画に基づき、都市公園等の再構築を推進するため、広場公園の設置及び廃止をするに当たり、条例中所需の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 五位塚町地内のちびっこ広場 5 か所を廃止する。(うち 2 か所は都市公園として再整備し、都市公園法に基づき別途指定する。)</p> <p>イ 石田町地内に広場 1 か所を新設する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2
4 条例改正に伴う影響、効果等	都市公園及び広場公園の再構築を推進することで、地域ニーズに対応した公園の整備、運営を可能とし、利用者の利便性の向上につながる。

第 4 9 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要	<p>市道路線について、以下の 4 路線を認定するもの</p> <p>(1) 萩殿 2 1 号線</p> <p>(2) 萩殿 2 2 号線</p> <p>(3) 萩殿 2 3 号線</p> <p>(4) 池田 2 4 号線</p>

2 予算関係

第50号議案 令和8年度瀬戸市一般会計補正予算（第3号）

3 人事関係

同意第3号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第4号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第5号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第6号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第7号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第8号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第9号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第10号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第11号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第12号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第13号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

同意第14号 瀬戸市農業委員会委員の任命について（都市整備部農林課）
瀬戸市農業委員会委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴うもの

4 報告関係

報告第5号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和8年 4月17日	令和8年3月5日西陵小学校敷地内において、収集作業のため停車させたクリーンセンターのごみ収集車が、パーキングブレーキをかけ忘れたことにより前進し、駐車中の相手方小型乗用自動車に接触し、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金452,798円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)

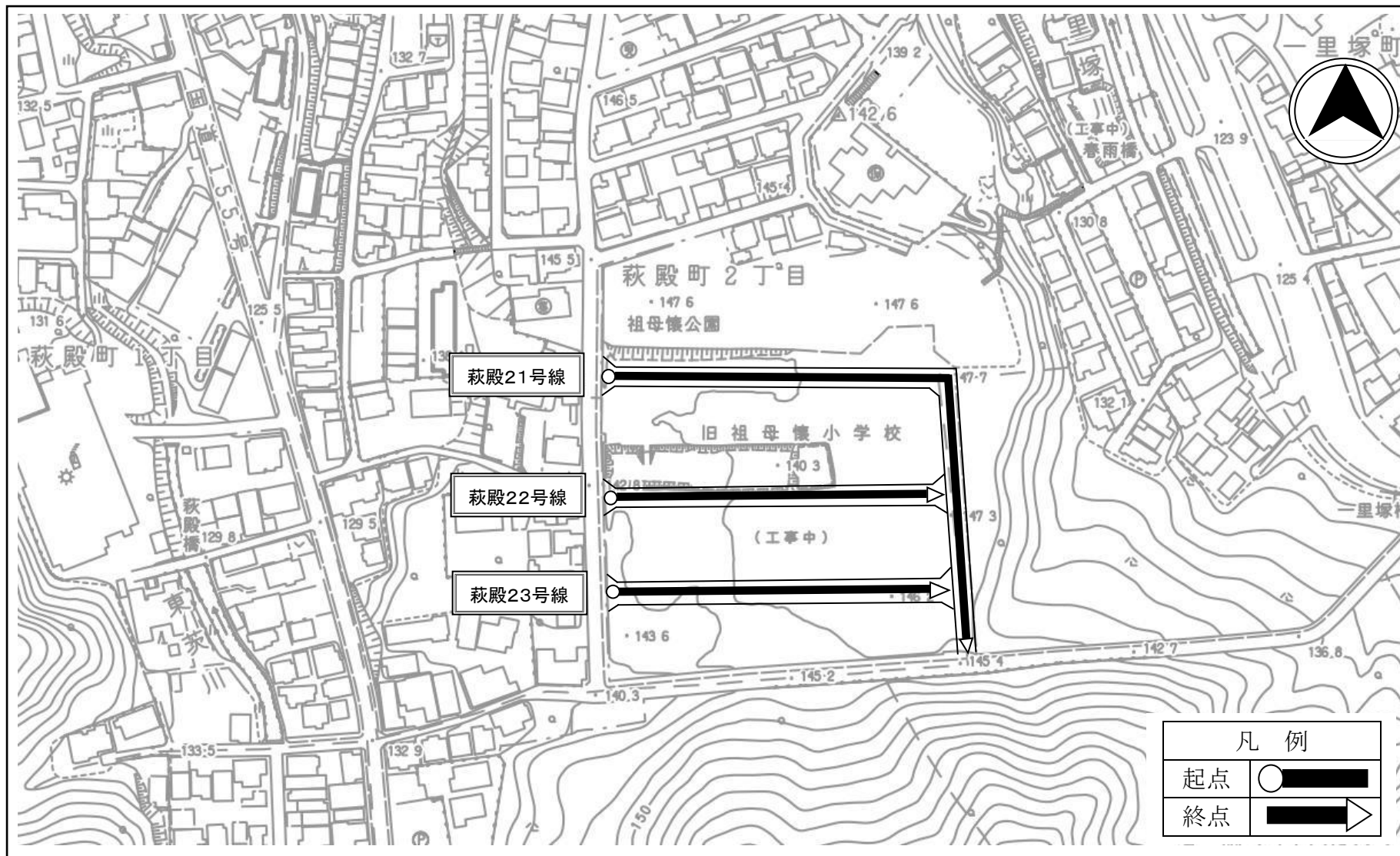
報告第6号 令和7年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越しについて

報告第7号 令和7年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

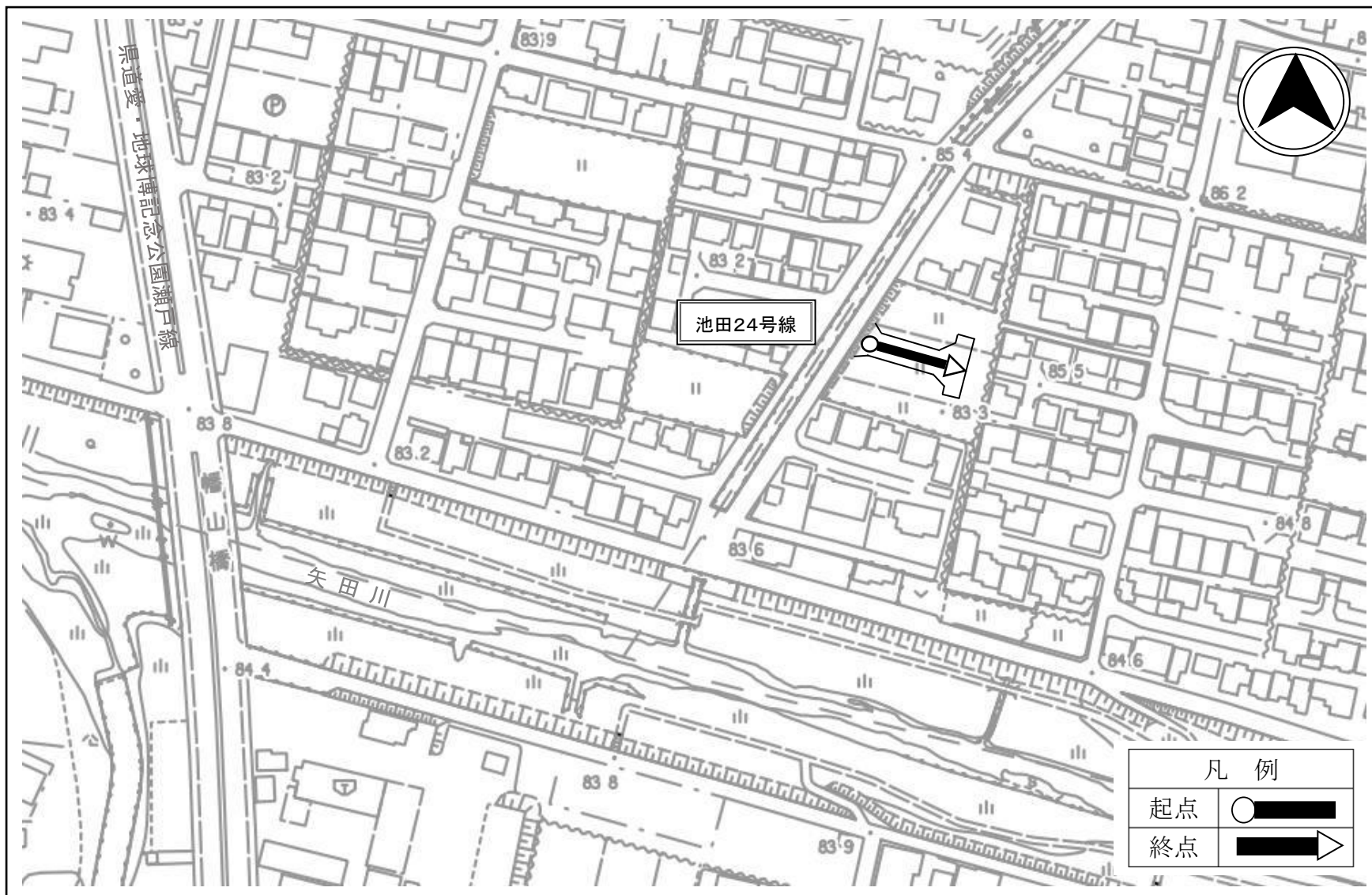
報告第8号 令和7年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第9号 令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越しについて

認定路線図



認定路線図



令和8年度 6月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正 (追加) B	3月補正 (追加2) C	6月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	48,560,000	36,317	▲ 70,479	146,875	76,899	18,800	① 4,130	② 47,046	48,672,713	98.7%
特 別 会 計	26,928,000								26,928,000	101.5%
企 業 会 計	10,679,747								10,679,747	98.6%
合 計	86,167,747	36,317	▲ 70,479	146,875	76,899	18,800	4,130	47,046	86,280,460	99.5%

①「その他」の説明

- ・繰入金
- ・繰越金(寄附金)

②「一般財源」の説明

- ・繰越金
- ・諸収入

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	地域医療介護総合確保基金事業費補助金	70,000	70,000				介護サービス等提供体制の整備を促進するため、県補助金を受け、養護老人ホームの大規模修繕に要する費用の一部を補助するもの。
消 防 費	消防団装備管理	4,571	4,571				消防団の強化及び加入促進のため、国委託金を受け、消防団用防寒衣及び消防団PR動画の制作などを行うもの。
教 育 費	小学校施設整備	18,810		18,800		10	災害時の児童の安全を確保するため、土砂災害防止対策工事に係る調査測量設計を行うもの。
	一般管理 (部活動検討委員会委員謝礼)	365	243			122	部活動の地域展開に向けた課題整理等を行うため、県補助金を受け、部活動検討委員会を設置し、必要となる委員謝礼を追加するもの。

(2) 繰越明許費の追加

陣屋線整備事業、小学校施設整備事業

(3) 債務負担行為の変更

市指定ごみ・資源物袋購入

(4) 地方債の追加

水南小学校土砂災害防止対策

行政委員会委員名簿

令和8年5月11日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
鈴木 紹陶武	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
加藤 千恵	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
高橋 積	R7. 10. 1	R7. 10. 1	R11. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R7. 9. 30	R11. 9. 29
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R7. 12. 21	R10. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30
林 敏彦	R7. 12. 19	R8. 1. 20	R11. 1. 19
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R7. 12. 21	R10. 12. 20
市野 眞知子	R5. 1. 22	R8. 1. 22	R11. 1. 21
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
長谷川 利忠	R7. 7. 1	R7. 7. 1	R11. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
西本 潤	R8. 5. 11	R8. 5. 11	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和8年5月11日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
寺田 康孝	R6. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
長江 啓子	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
矢野 友子	H22. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30
可児 麻美	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
横江 俊次	H25. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
高堰 美知雄	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
森 重憲	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
竹川 典子	R7. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和8年5月11日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19

令和7年度瀬戸市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支 出 及 出 見 額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	繰 越 金	左の財源内訳		
				予 算 上 額	前 年 度 繰 越 額	計					特定財源		
											国庫支出金	市債	その他
3 民生費	2 児童福祉費	のぞみ学園 長寿命化改良事業	円 153,230,000	円 81,180,000	円 81,180,000	円 71,687,772	円 9,492,228	円 9,492,228	円 992,228	円	円 8,500,000	円	
10 教育費	5 社会教育費	図書館 長寿命化改良事業	円 570,504,000	円 189,880,000	円 110,700,000	円 300,580,000	円 86,024,000	円 214,556,000	円 214,556,000	円 1,356,000	円	円 193,200,000	円 20,000,000

令和7年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	文化センター施設整備事業	65,262,000	61,347,000			5,000,000	55,200,000	1,147,000
		避難所等施設整備事業	4,334,000	4,334,000		2,166,000		2,100,000	68,000
		防災資機材購入事業	9,029,000	9,029,000		4,514,000			4,515,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム（附票）改修事業	1,826,000	1,746,800		1,514,000			232,800
		住民基本台帳システム改修事業	12,623,000	8,869,300		7,690,000			1,179,300
3 民生費	2 児童福祉費	のぞみ学園管理運営事業	4,914,000	4,700,000			3,700,000		1,000,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	39,000	39,000					39,000
		物価高対応子育て応援手当事業	8,000,000	3,460,000					3,460,000
		せと物価高対応子育て応援手当事業	4,000,000	1,730,000					1,730,000
4 衛生費	2 環境衛生費	斎苑施設管理事業	60,000,000	38,000,000			3,000,000	34,200,000	800,000

令和7年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	萩殿春雨線整備事業	72,000,000	51,527,000					51,527,000
		上ノ切萩殿線整備事業	6,550,000	4,933,000					4,933,000
		道路維持管理事業	172,300,000	159,500,000				159,500,000	
		道路橋りょう予防保全事業	165,000,000	165,000,000		75,000,000		75,000,000	15,000,000
	3 河川費	河川・排水路整備事業	130,000,000	130,000,000					130,000,000
	4 都市計画費	中水野駅地区区画整理事業	45,420,000	38,587,000					38,587,000
		中水野駅周辺土地区画整理組合補助金事業	116,160,000	110,605,000			26,160,000		84,445,000
		陣屋線整備事業	190,000,000	137,970,000		38,247,000		34,400,000	65,323,000
		瀬戸川文化プロムナード市街地整備事業	19,500,000	19,500,000					19,500,000
	10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	1,600,197,000	1,153,145,297		18,127,000	6,000,000	1,127,700,000

令和7年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	円 1,007,150,000	円 908,006,653	円	円 37,711,000	円 1,000,000	円 868,100,000	円 1,195,653

令和7年度瀬戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	過年度分損益勘定留保資金			
1	1	整備事業	円 1,371,528,000	円 728,426,071	円 419,573,000	円 101,397,959	円 318,175,041	円 223,528,929	円	事業遅延の為

令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的 支出	1 建設改良 費	管路建設	円 365,600,000	円 165,919,884	円 187,500,000	円 0	円 187,500,000	円 0	円 12,180,116	円	事業遅延の為
		管路改良	円 559,738,000	円 78,410,200	円 474,520,000	円 148,400,000	円 293,400,000	円 32,720,000	円 6,807,800	円	事業遅延の為
		処理場建設改良	円 1,952,000,000	円 784,449,050	円 1,056,489,000	円 531,070,900	円 423,500,000	円 101,918,100	円 111,061,950	円	事業遅延の為